

令和4年度
七尾市職員募集のご案内

(C日程)



あなたの力を七尾市のために

－申込みから採用内定までの流れ－

1	申込書の請求	秘書人事課へ請求し、申込書等を受け取ります。 9月1日（木）から
2	受験申込	申込書等に必要事項を記入し、秘書人事課に提出します。 9月5日（月）から10月5日（水）まで
3	第1次試験	学科試験及び作文試験を行います。 10月23日（日）
4	第2次試験	第1次試験合格者に対し、個別面接を行います。 11月下旬以降（予定）
5	合格通知	第2次試験受験者に対し、合格・不合格を通知します。 12月中旬以降（予定）
6	採用内定通知	採用試験合格者に対し、採用を内定した旨通知します。 12月下旬以降（予定）

詳しくは七尾市職員採用試験実施要項を確認願います。

令和4年度七尾市職員採用試験実施要項（C日程）

1 試験職種、採用予定人数及び職務内容

試験区分 職種	専門職	職務内容
建築技師（上級）	2名程度	主に建設部門における専門業務及び一般行政事務
建築技師（中級）		
手話通訳士（者）	1名程度	主に健康福祉部門における専門業務及び一般行政事務

2 受験資格

(1) 年齢及び資格

① 建築技師（上級）

平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で、大学（これと同等の学校を含む）で建築に関する専門課程を専攻し卒業した者又は令和5年3月までに卒業見込の者

② 建築技師（中級）

平成10年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、短期大学（これと同等の学校を含む）で建築に関する専門課程を専攻し卒業した者又は令和5年3月までに卒業見込の者 ※大学卒業及び令和5年3月までに大学卒業見込の者は受験できません。

③ 手話通訳士（者）

手話通訳士若しくは手話通訳者の資格を有する人又は令和5年3月までに取得見込の者で、昭和38年4月2日以降に生まれた人

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

① 日本の国籍を有しない者

② 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 七尾市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時及び場所

(1) 第1次試験

日 時：令和4年10月23日（日） 午前9時から
場 所：七尾市役所（七尾市袖ヶ江町イ部25番地）

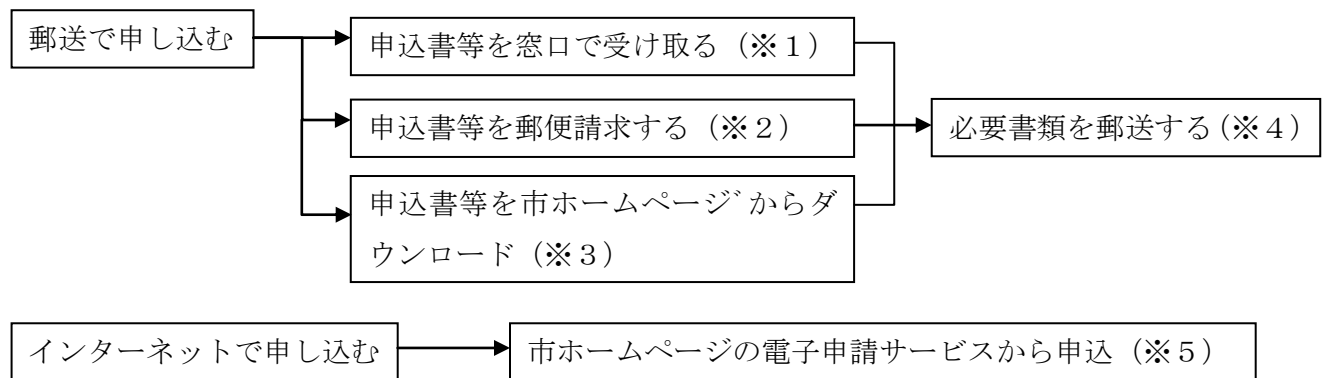
(2) 第2次試験

第1次試験合格者を対象に11月下旬以降実施予定

※事情により、試験日程等が変更となる場合があります。

4 受験手続

申込は、郵送又はインターネットによる申込が可能です。障害のある者が受験を希望される場合は、受験室、座席等について受験に支障のないよう配慮いたしますので、申込みの時に申し出てください。



(※1) 七尾市総務部秘書人事課（七尾市役所本庁3階）で申込書等を交付します。

(※2) 申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書（C日程）請求」と朱書きし、返信用切手（120円）を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号、33×24cm程度）を同封のうえ、七尾市総務部秘書人事課まで請求してください。

(※3) 七尾市公式ホームページ（下記URL）から申込書類がダウンロードできます。

URL <https://www.city.nanao.lg.jp/hisho/shise/jinji/saiyo/shiken/index.html>

(※4) 郵送による申込方法

① 申込書に必要な事項を記入して、七尾市総務部秘書人事課に提出してください。

② 申込書を郵送する場合は、封筒の表に「受験申込み」と朱書きして、七尾市総務部秘書人事課まで簡易書留で郵送してください。

③ 提出書類等

（ア）受験申込書 （イ）受験調書

(※5) インターネットによる申込（電子申請）

七尾市ホームページ内の「くらし：電子申請サービス」のページにある「七尾市電子申請サービス」にアクセスし、「令和4年度七尾市職員採用試験（C日程）受験申込兼受験調書」の

申込フォームから画面上の注意事項に従って手続をしてください。

URL https://s-kantan.jp/city-nanao-ishikawa-u/offer/offerList_initDisplay.action

- ① 申込後に「【七尾市職員採用試験】申込受信通知」という件名のメールが送信されますが、これで申込手続が完了ではありません。申込受付後に「【七尾市職員採用試験】受付完了通知」という件名のメールが送信されて申込手続が完了となります。
- ② その他の各種通知は、調書に記載された連絡先住所に郵送で行います。
- ③ 使用されるパソコン及びスマートフォンや通信回線上の障害などによる万一のトラブルに関しては一切責任を負いませんのでご了承ください。

5 申込書受付期間

令和4年9月5日（月）から令和4年10月5日（水）まで

※ 受付事務は、午前9時から午後5時まで行います。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

※ 郵送の場合は、令和4年10月5日（水）までの消印のあるものについて受け付けます。

6 試験の方法

(1) 第1次試験

【建築技師（上級、中級）】

試験科目	時 間	内 容
教養試験	9：00～11：00 (120分)	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能等
作文試験	11：10～12：10 (60分)	課題に対する意見のまとめ方及び国語の基礎力
専門試験	13：00～15：00 (120分)	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む）、建築設備、建築施工

【手話通訳士（者）】

試験科目	時 間	内 容
教養試験	9：00～11：00 (120分)	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能等
作文試験	11：10～12：10 (60分)	課題に対する意見のまとめ方及び国語の基礎力

※ 教養試験の得点が一定基準を満たさない場合、作文試験の採点を行わない場合があります。

※ 第1次試験の結果通知は11月上旬に本人宛文書で通知します。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、個別面接を行います。

(3) 注意事項

受験の際の注意事項については、申込者に対し別途通知いたします。

7 合格から採用まで

(1) 試験に合格し、採用が内定した者は、原則として令和5年4月1日に採用されます。

(2) 手話通訳士(者)の合格者で、現に免許を有する者を除いて、受験資格に掲げる資格・免許を令和5年3月31日までに取得できなかった者は、内定が取消となり採用されません。

8 給与等の待遇

(1) 初任給

(令和4年4月1日現在)

職 種	給 料 月 額
建築技師(上級)	182,200円
建築技師(中級)、手話通訳士(者)	163,100円

※ 人事院勧告に基づいて改定されることがあります。また、経歴等に応じて増額されることがあります。

(2) 諸手当

期末手当、勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等が、それぞれの支給条件に応じて支給されます。

(3) 休暇

年次有給休暇(年間20日、採用1年目は15日)のほか、特別休暇(結婚・出産・育児・忌引等)があります。

【問い合わせ先】

〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地

七尾市総務部秘書人事課 電話 (0767) 53 - 8465 (直通)

E-mail: jinji@city.nanao.lg.jp